

水防法の改正等について

○水防法等の一部を改正する法律(H27.2閣議決定、H27.5成立)

浸水想定区域の見直し

(国土交通省資料から抜粋・加筆)

1 想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域見直し

背景・必要性

- 近年、洪水のほか、内水・高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発
- 都市における浸水被害の軽減のため、下水道整備のみでは対応が困難な地域における民間の協力等が必要
- 今後、老朽化した下水道施設が増加する一方で、地方公共団体での執行体制の脆弱化が進む中、予防保全を中心とした戦略的維持管理・更新により、下水道機能を持続的に確保することが必要
- エネルギー基本計画等を踏まえ、再生可能エネルギーの活用促進が必要



平成25年8月大阪市梅田駅周辺での浸水

改正案の概要

※ 多発する浸水被害への対応を図るため、ハード・ソフト両面からの対策を推進する。

想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮への対策 [ソフト対策]

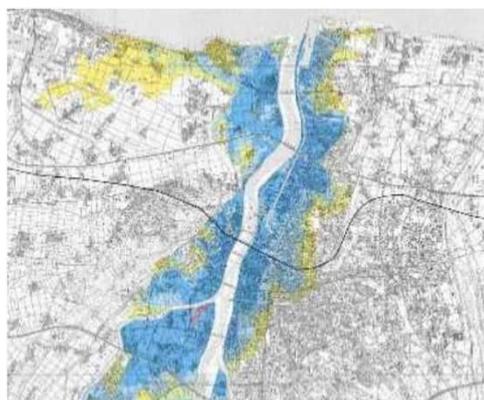
- 現行の洪水に係る浸水想定区域^{※2)}について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充
- 新たに、内水及び高潮に係る浸水想定区域制度を設け、想定し得る最大規模の降雨・高潮を前提とした区域を公表

※2) 浸水想定区域…市町村地域防災計画に洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路等が定められ、ハザードマップにより、当該事項が住民等に周知されるとともに、地下街等の所有者等が避難確保等計画を定めること等により、避難確保等が図られる。

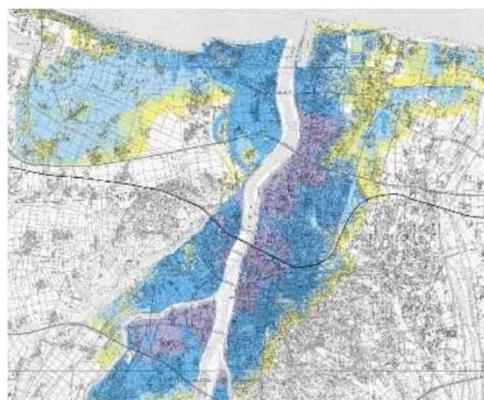


高潮浸水想定区域

○ 現行の洪水に係る浸水想定区域について、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域から、**想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充**
→ **想定し得る最大規模の降雨による洪水に対する避難確保・被害軽減**



河川整備において基本となる降雨を前提とした浸水想定区域

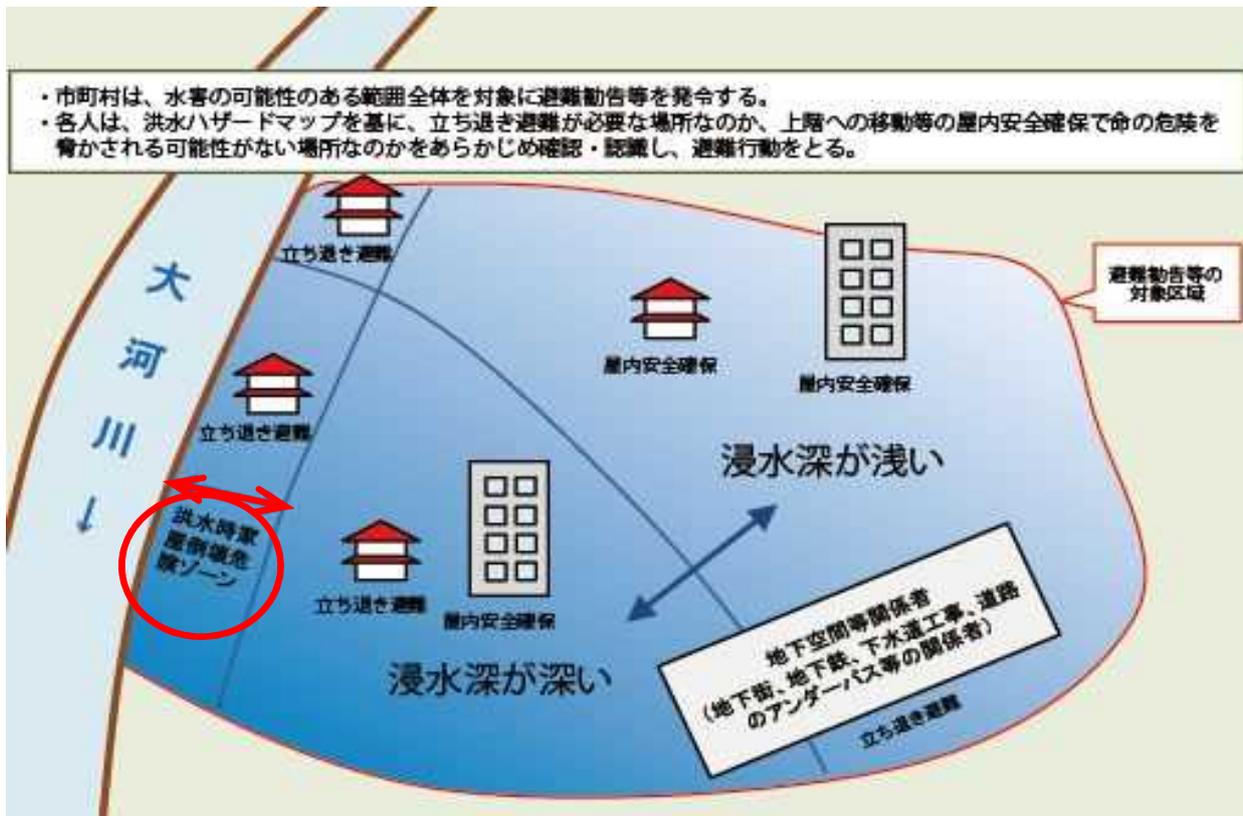


想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域

想定し得る最大規模の降雨: 日本を降雨特性が類似する15の地域に分け、それぞれの地域において観測された最大の降雨量により設定。
(国管理河川では、大半の河川で年超過確率1/1,000程度の降雨量を上回る)

2 洪水時家屋倒壊危険ゾーンの設定

洪水時における屋内安全確保(垂直避難)の適否や、立ち退き避難(水平避難)のタイミングの判断等に有効な情報として設定
 →避難勧告の対象区域の絞り込みや、住民の避難判断に活用



洪水氾濫による危険ゾーン

堤防天端から堤内地盤までの比高2m以上
 急流河川の彎曲部等、高速流れの氾濫が想定される箇所 等

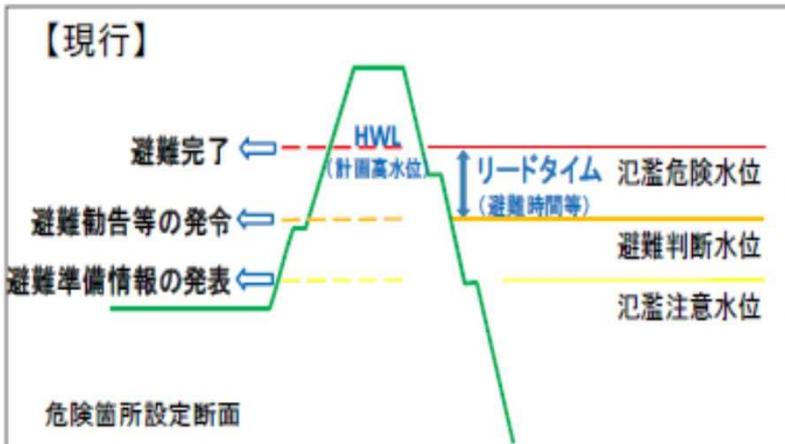


河岸侵食による危険ゾーン

高敷幅の狭い箇所 等

氾濫危険水位等の見直し

(国土交通省資料から抜粋・加筆)

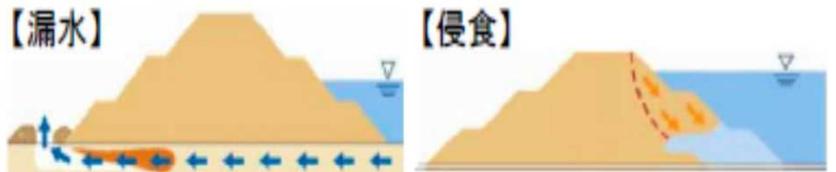


現行の防災情報では、市町村長が適切に避難勧告等の発令を判断することが困難

実態として住民の避難行動につながっていない

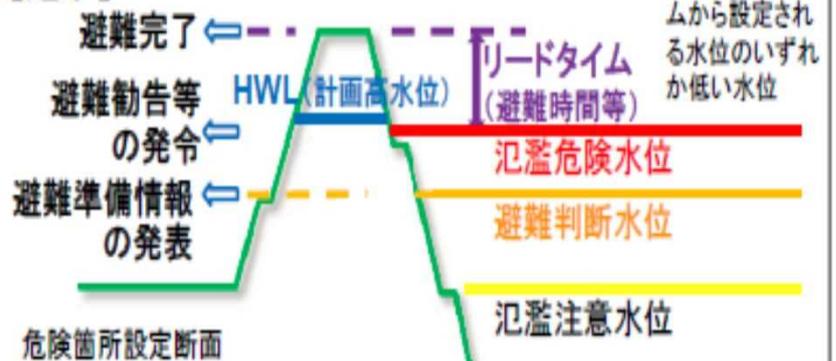
【漏水・侵食】

漏水・侵食の監視を強化し、危険がある場合には、水位によらず対応



洪水にかかる避難勧告等の発令判断の目安を、「越水」と「浸透・侵食」に分けて設定

【越水】



現行では、HWLまでに避難完了できるように避難勧告の発令目安となる水位を設定していたが、実際に危険個所が越水するまでに避難完了できる水位に見直し。

(発令から避難完了までに要する時間(リードタイム)から設定される水位とHWLのいずれか低い水位で、氾濫危険水位を設定し、避難勧告等の発令の目安とする。)

内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(H26.4改訂)による

現行県基準

国交省基準

<県管理河川見直し作業中>

危険度レベル	水位	基準水位観測所における設定水位の意味 (危険な箇所を設定した以下の水位を、基準水位観測所地点の水位に置き換えて設定)【H18.10.1河川局長通知】	氾濫危険水位等の位置づけ等の見直し 【H26.4.8水管理・国土保全局長通知】
5			
4 (緊急)	氾濫危険水位	【氾濫危険水位】 ・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位 (水位設定の考え方) 【整備済の堤防河川】堤防等の構造の基準となる水位(計画高水位)(堤防高さから、洪水時の風浪等を考慮した高さ(余裕高)を差し引いた位置) 【整備途上の堤防河川】堤防の低い箇所の堤防高さー洪水時の風浪等を考慮した高さ(余裕高) 【堤防がない掘込河川】背後の地盤高	【氾濫危険水位】 (特別警戒水位) ・市町村長の 避難勧告等の発令判断の目安 ・住民の避難判断の参考になる水位 (水位設定の考え方) HWL若しくは、リードタイムから設定される水位のいずれか低い水位
3 (注意)	避難判断水位 (特別警戒水位)	【避難判断水位】 ・市町村長の避難勧告等の発令判断の目安 ・住民の避難判断の参考になる水位	【避難判断水位】 ・市町村長の 避難準備情報等の発令判断の目安 ・住民の氾濫に関する情報への注意喚起
2 (注意)	氾濫注意水位 (警戒水位)	【氾濫注意水位】 ・市町村長の避難準備情報等の発令判断の目安 ・住民の氾濫に関する情報への注意喚起 ・水防団の出動の目安	【氾濫注意水位】 ・水防団の出動の目安
1			

注:上記の位置づけ等の見直しは、「越水」に関するものであり、「浸透」「侵食」については、監視を強化し、危険がある場合は、上記水位によらず情報提供することとしています。